

手 数 料 表

当社が有料職業紹介サービスを提供させていただくときは、次の手数料を申し受けます。

1. 求職受付手数料は、「無料」とする。
2. 届出制手数料に係る手数料

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	無 料
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【一般登録型】	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%以内で個別に設定する。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%以内で個別に設定する。 手数料負担者は、求人者（企業）とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索 【サーチ／スカウト型】	着手金（最大） 1,000,000円 活動1日あたり（最大） 100,000円 成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%以内で個別に設定する。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%以内で個別に設定する。 手数料負担者は、求人者（企業）とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 【再就職支援型】	着手金（最大） 1,000,000円 相談・助言終了時（1人最大） 600,000円 成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%以内で個別に設定する。 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 30%以内で個別に設定する。 手数料負担者は、関係雇用主とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。